

仕様書

1 業務名称

令和8年度東成区広報紙「ひがしなりだより」点字版製作・送付業務委託
(令和8年5月号～令和9年4月号) (概算契約)

2 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 業務内容

- (1) 東成区広報紙「ひがしなりだより」(以下、「区広報紙」という。) の5頁分を8回及び9頁分を3回、13頁分を1回点訳し、編集及び印刷製本する。
- (2) 区広報紙の点字版(以下、「点字版」という。)を東成区内の希望世帯・施設に戸別送付する。

4 数量

- (1) 製作部数
10部／月 (墨字なし5部、墨字あり5部)
[年間：120部 (墨字なし60部、墨字あり60部)]

(2) 発行回数

- 12回
- ・タブロイド版5頁分点訳 8回
 - ・タブロイド版9頁分点訳 3回
 - ・タブロイド版13頁分点訳 1回

※希望世帯の増減により、制作部数及び送付箇所を増減する場合がある。

※ただし、発行回数や製作ページ数に変更が生じた場合は別途双方協議のうえ、契約を変更する。

(3) 送付箇所

5箇所

5 点字版の規格

- (1) 仕上げ寸法は変形B5判で、上質紙90キログラム以上を使用すること。
- (2) 1行30～32マス、1ページ17行を基本とし、表や見出しを適切に配置するため、必要な箇所については、微調整を行うこと。
- (3) 両面印刷を行うこと。
- (4) エンボス加工により点字印刷すること。
- (5) 左綴じ。製本には、ホチキス止め又は背・クロス巻き(紙クロス使用)等を使用すること。
- (6) 表紙には墨字・点字を併記すること。

6 業務の流れ

- (1) 区広報紙の校了(毎月20日前後)後、速やかに区役所から区広報紙の校了データ(ヨーピー)のPDF及びテキストデータをEメールで送信するので、それを基に点訳作業を開始し、点字版を完成させる。

- (2) 点字版を毎月 1 日の 3 営業日後（営業日は土・日・祝日を除く）までに指定の場所へ到着が見込まれるよう送付する（ただし、受注者の責めに帰すことができない事由が発生し、期日までに送付ができない場合は、別途双方協議により期日を変更する）。なお、4 月号は 3 月末営業日に送付を完了すること。
- (3) 点字版作成に使用した最終データをテキスト形式にて区役所に納品すること。

7 製作に関する留意点

- (1) 点字表記は、「日本点字表記法」最新版に準拠すること。
- (2) 点字図書、触図を伴う点字資料の編集・制作の実績を随所に活かし、読み易い点字冊子にすること。
- (3) 点字のレイアウトや表記符号等により、必要な情報を検索しやすく、内容が理解しやすいように点字化すること。

8 業務の完了

点字版を製作し、指定の場所へ送付した後、業務完了報告書を提出することをもって、各月号の業務を完了とする。

9 契約金額の支払い

- (1) 契約金額には、点字版製作・送付に関する経費等、本業務に関する一切の経費を含めるものとする。
- (2) 契約当初においては概算で契約するが、後日、数量を確定するものとする。なお、受注者は落札後一週間以内に「点字版製作単価表」（別紙）を発注者へ提出すること。処理件数に単価を乗じ、消費税等相当額を加えた金額を確定金額とし、各月ごとに履行確認を行ったうえで支払う。

10 一括再委託等の禁止

- (1) 本契約書第 20 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
ア 区広報紙の点訳編集業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

11 その他

- (1) 契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- (2) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本市が提供した原稿等は使用後速やかに返却すること。
- (4) 部数に変動がある場合は、前月 20 日頃までに通知する。
- (5) 契約締結後、当区と作業日程等の詳細について協議すること。
- (6) 成果物に係る使用権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、本市に帰属するものとする。
- (7) 本業務は消費税法施行令第 14 条の 4 の規定に基づき、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず契約金額は非課税とする。
- (8) 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。
- (9) 契約の締結は、令和 8 年度予算が発効したときとする。

12 担当

〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2 丁目 8 番 4 号

大阪市東成区役所 総務課総合企画 広報担当

電話：06-6977-9018 FAX：06-6972-2732

E メール：tn0001@city.osaka.lg.jp